

プログレッシブサッカー家庭教師 約款

第1条(本約款の適用範囲)

1. 本約款は、当クラブ並びにその契約事務等を代行する事業名「プログレッシブサッカー家庭教師」における依頼人(以下、依頼人)といひます。)及び家庭教師業を行うため当クラブに登録した指導員(以下、指導員といひます。)に適用されます。

第2条(当クラブの義務)

1. 当クラブは本約款、その他の権利義務に関する文書の内容に従います。
2. 当クラブは依頼人及び指導員との家庭教師契約に関して、誠実にその事務を代行します。

第3条(依頼人の義務)

1. 依頼人は本約款を事前に十分確認した上で、その内容に従わなければなりません。
2. 依頼人は当クラブを介することなく、依頼人と契約を締結した指導員と家庭教師に関する契約を締結することはできません。

第4条(指導員の義務)

1. 指導員は本約款の内容に従わなければなりません。
2. 指導員は依頼人の指定する子、要望する指導内容に対し、誠実に指導を行わなければなりません。
3. 指導員は定められたレッスン料及び交通費以外の金銭、物品、役務その他一切の利得の給付を請求してはけません。
4. 指導員は契約を締結した依頼人が当クラブを介することなく、当該依頼人またはその兄弟、関係者と家庭教師に関する契約を締結することはできません。

第5条(レッスン費)

1. レッスン費は指定口座への後納となります。レッスン実施後、請求書をご自宅に発送致しますので期日までにお振込み下さい。その際にかかる手数料は依頼人の負担となりますのでご了承下さい。

第6条(規則の遵守及び責任)

1. 依頼人は本約款、規則、注意事項を守らなければなりません。
2. レッスン中に発生した紛失、盗難、障害その他の事故について当クラブは一切責任を負わないものとし、また自己の責任に帰すべき原因により、当クラブ又は第三者に損害を与えた場合、依頼人は速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。但し、当クラブに故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
3. プログレッシブサッカー家庭教師への行き来、レッスン中の怪我及び事故については加入済の傷害保険にて定める範囲の適用とします。又当クラブ外部生徒に関して、体験レッスン時の事故または怪我につきましては自己責任とさせていただきますので予めご理解・同意をいただいた上お申し込み下さい。

第7条(当社の仲裁)

1. 依頼人と指導員との間に紛争が生じた場合、当該依頼人、指導員及び当クラブが相協議し、解決に努めるものとする。

第8条(準拠法)

1. 本約款に定めのない事項については、日本国法令に準拠します。

誓約書

プログレッシブサッカー家庭教師約款を承諾した上、レッスンに参加することに同意します。

平成 年 月 日

保護者氏名

印